

お知らせ

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言に伴う 「照会相談業務」の対応について

当会では、新型コロナウイルス感染症対策及び集団感染の拡大防止に係る政府見解等を踏まえ、積極的に時差通勤及び在宅勤務を実施してきているところです。

ただし、照会相談業務については、無線局情報保護の観点から、完全な在宅勤務の実施が困難であり、感染症対策に充分配慮した勤務を励行しつつ、従前どおりの業務実施方法を前提とした最小限の体制としております。

今般、政府から緊急事態宣言が発令され、東京都及び各自治体からの措置要請に適切に対応するため、当会においては、在宅勤務体制の一層の強化を行うこととしました。

これに伴い、照会相談業務においては、現在、原則として1か月としている業務委託の完了日について、申込者様との協議の上で延長させていただきます。ただし、従前どおり、業務処理については可能な限り迅速に実施し、完了日にかかわらず早期に報告することといたします。

関係者の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の情勢変化に応じて、対応内容を更に変更することも想定しているところがございます。合わせて、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人電波産業会